

EU 指令による抵触加盟国法の排除的効果について -差別禁止に関する最近の司法裁判所判決に関連させて-

一橋大学博士課程 柳生 一成

今回の報告は、従来の水平的直接効果の禁止と一見矛盾する、差別禁止に関する指令 2000/78 についての近時の EU 司法裁判所の裁判例を 3 つ取り上げ、その判例間の整合性を、指令の抵触国内法に対する排除的効果あるいは指令に基づく加盟国機関の抵触排除義務を認める有力学説に求めた。すなわち、「指令は、それ自体で個人に義務を課すことは出来ず、かつ指令の規定は、当該個人に対して、それ自体で援用されえない」という水平的直接効果の禁止に関する判例法が **Kucukdeveci** 判決(C-555/07))において確認された後においても、私人間の相手方において「指令 2000/78 は国内立法を排除すると解釈されなければならない」と述べる判決が出されている。有力な**従来**の直接効果の定義に照らすと、国内法の排除の結果、訴訟の相手方私人は一定の義務を負うと理解せざるを得ない。が、指令が EU 法の優越性を根拠としてそれと抵触する国内法を排除するだけの上記の様な場面は「排除的効果」の帰結であるとすれば、上記の 3 判決の判示は直接効果の帰結ではなく、水平的直接効果の禁止と整合性のある説明を行える可能性を提示した。

排除的効果・抵触排除義務を提唱した司法裁判所のアヴォカ・ジェネラル(法務官)及びそれを支持する学説を参考に、排除的効果の理論の展開、根拠及び効果における適合解釈義務との関係性、司法裁判所において排除的効果を支持する裁判官の審理への関与している事実、並びに同説が前提とする直接適用可能性に基づく国内法に対する司法審査の概要を紹介した。また、同説への批判及び上記 3 判決の説明を提供する他の有力説も紹介した。つまり、**Mangold/Kucukdeveci** 判決が新たに採用した「指令に表現された年齢差別禁止の一般原則」を私人間に適用するアプローチからも上記 3 判決の説明は可能である。

結論として、司法裁判所は、直接効果とは区別された排除的効果を認めていないとの従来からの評価がある一方、指令に排除的効果・抵触排除義務を EU 司法裁判所が認めている可能性も存在することを指摘した。

報告後の質疑において、庄司克宏・慶應義塾大学法務研究科教授から法の一般原則と指令の結合適用の特殊性及び排除的効果の中に義務不履行訴訟における指令の効果を含めることへのご指摘及び疑問を、東文彦・慶應義塾大学法務研究科非常勤講師からは排除的効果と直接効果との区別が困難な場合についてのご指摘、衆議院事務局・中島陽様からは、司法裁判所が規則と異なる効果を維持する中における排除的効果と直接効果の意義についてのご指摘、関根豪政・日本学術振興会・特別研究員 PD から排除的効果を提唱する学説が当初から司法審査の類型を区別していたか否かについてのご質問等を頂いた。以上の貴重かつ有益なご指摘を参考に、検討対象の判決を指令 2000/78 や差別禁止に関するものからより一般化して欧州司法裁判所の判例法の説明を試みたい。